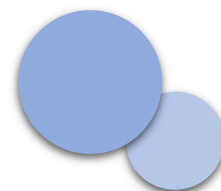


障害者グループホーム 事務マニュアル ～入居者家賃助成金編～



横 須 賀 市

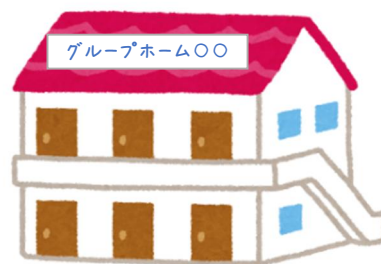
令和7年4月

(事務担当) 横須賀市民生局福祉こども部障害福祉課 施設係

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

電話 : 046-822-8244 / FAX : 046-825-6040

電子メールアドレス : wf-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp



【関係法令等】

横須賀市のグループホーム（共同生活援助）の入居者家賃助成金については、「**障害者グループホーム入居者家賃助成金支給要綱**」に基づいて支給します。

また、グループホームの設置、運営に関しては、「**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準**」のほか、以下の関係法令等を遵守することが求められます。

- ・ **障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）**
- ・ **障害者基本法**
- ・ **障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）**
- ・ **身体障害者福祉法**
- ・ **精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）**
- ・ **知的障害者福祉法**
- ・ **福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律**
- ・ **障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）**
- ・ **障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）**
- ・ **高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）**
- ・ **消防法**
- ・ **建築基準法 など**



～入居者家賃助成金編～

目 次

入居者家賃助成金（新制度）について	1
1 助成金支給の流れ	2
2 助成対象.....	2
3 助成金額.....	4
4 提出書類.....	5
4－1 「かながわシステム」による請求の場合	5
4－2 「かながわシステム」による請求ができない場合	16
5 「かながわシステム」による助成金の請求.....	18
6 過誤による助成金の再請求.....	20
6－1 過誤申立ての手続き	20
6－2 過誤申立書の提出（「e-kanagawa 電子申請システム」の操作手順）	22
7 家賃助成金の支給	34
7－1 かながわシステムによる請求の場合	34
7－2 個別請求の場合.....	34
7－3 入居者への領収証の交付	34

～入居者家賃助成金編～

入居者家賃助成金（新制度）について

～令和7年度から補助金制度を改正します～

これまでの家賃補助制度は、グループホームの定員などによって入居者の補助金額が異なっていましたが、公平性を確保する観点から、入居者1人当たり2万円（上限額）の助成制度に改めました。（市外のグループホームに入居されている人も同額の2万円（上限額）が助成されます。）また、これまでは事業者が所有する建物については補助の対象外（賃貸物件のみが対象）でしたが、事業者が所有する建物についても助成対象として改めました。さらに、事務手続きの効率化を目的として、これまでの補助金の申請手続きを廃止して、かながわ自立支援給付等システム（以下、「かながわシステム」と表記。）による請求方法を導入しました。

【旧制度と新制度の比較】

項目 費目	現行制度 補助金	新制度（R7年度～） 助成金（扶助費）
補助対象	グループホーム（入居者の家賃に充てる） ※法人所有物件を除く	入居者 ※法人所有物件を含む
対象経費	グループホームが負担する家賃、地代	入居者が負担する家賃（食費、光熱水費等を除く）
補助金額（月額）	家賃：月額家賃の2分の1（上限100,000円） 契約更新料：上限120,000円	家賃：1人当たり上限20,000円 契約更新料：なし
空室への補助	あり	なし
申請方法	補助金交付申請書提出 （e-kanagawa 電子申請、郵送等）	かながわシステム

経過措置について

令和7年3月31日までに事業所の指定を受けたグループホームについては、**令和7年度から令和9年度までの3年間、旧制度（補助金）または新制度（助成金）のいずれかを選択することができる経過措置**を設けました。

※年度の途中で制度を変更することや、新制度を選択した後の年度に旧制度を選択することはできません。

1 助成金支給の流れ

助成金（新制度）では、年度当初に「障害者グループホーム入居者家賃助成内訳書」を市に提出し、その後、「かながわシステム」で入居者家賃助成金の請求を行います。

その後、請求に基づき、連合会を通じて入居者家賃助成金がグループホームに支払われます。

	全国（標準）システム		かながわシステム
請求 (事業所)	共同生活援助サービス費	+	家賃助成金
審査	一次審査（連合会）		二次審査（市）
支払 (連合会)	共同生活援助サービス費	+	家賃助成金

※家賃助成金のみでの請求はできません。共同生活援助サービス費（本体請求）と合わせて毎月、請求を行います。

【例】4月分の家賃助成金の請求の場合のスケジュール

時期	事務内容	所掌
4月末まで	入居者家賃助成金内訳書を提出	事業所⇒市
5月1日～10日まで	「かながわシステム」により請求	事業所
5月下旬	請求内容を審査	市
5月30日	支払情報の確認	事業所
6月15日	家賃助成金の支払い（振込）	連合会⇒事業所

2 助成対象

グループホーム（市外を含む）に入居（共同生活援助を利用）している**入居者の家賃**（食材料費や光熱水費、日用品費、保険料等の諸経費を除く）が**対象**となります。

また、長期入院等で当該居室を確保し、入居者が家賃を負担している場合や入居前の体験的な利用（体験利用）した場合に体験利用者が家賃を負担する場合も助成の対象となります。

～入居者家賃助成金編～

※生活保護受給者は対象外となります。(基準額の範囲内で生活保護費「住宅扶助費」から支給されます。)

生活保護受給者の助成金（新制度）について

生活保護受給者は家賃助成金の対象外となりますが、年度の中途やさかのぼって生活保護の受給が決定または取消、停止などがあった場合等、当該入居者が負担している家賃がある場合には助成金の対象となります。

【例①】過去にさかのぼって生活保護の受給が「決定」された場合

例えば R7.4 月に R7.1 月までさかのぼって生活保護の受給が決定された場合は、R7.1 月～R7.2 月までの家賃助成金の支給をすでに受けていることとなるため、R7.1 月～R7.2 月の生活保護費（住宅扶助費）は、市の家賃助成金や国の特定給付を差し引いた額が住宅扶助費としてさかのぼって支給されます。

※家賃助成金をさかのぼって返還する必要はなく、特に手続き等の必要もありません。

【例②】過去にさかのぼって生活保護の受給が「取消」となった場合

例えば R7.4 月に R7.1 月までさかのぼって生活保護の受給が取消された場合は、R7.1 月～R7.3 月までの生活保護費（住宅扶助費）を生活保護受給者は市に返還するよう求められます。R7.1 月～R7.3 月の家賃は、さかのぼって自己負担する必要が生じるため、さかのぼって家賃助成金の対象となります。この場合、R7.1 月～R7.3 月の過誤申立書を提出し、翌請求月以降に全国システム（標準システム）で R7.1 月～R7.3 月の共同生活援助サービス費（本体請求）の再請求と、「かながわシステム」で家賃助成金の再請求を行う必要があります。

※詳しくは「6 過誤による助成金の再請求」(P.20)をご覧ください

生活保護受給者の手続きについて（お願い）

生活保護費（住宅扶助費）を受給している入居者の家賃額を変更する場合には、生活支援課へ速やかに「障害者グループホーム家賃本人負担額証明書」をご提出ください。

【お問い合わせ先】 民生局福祉こども部生活支援課
電話：046-822-9574
FAX：046-822-9962

障害者グループホーム家賃本人負担額証明書	
<small>(※記入) 標準システム ※支所内をご記入ください</small>	
作成年月日	年 ○ 月 ○ 日
姓 (所在地)	横浜東区〇〇町1-2-3 〇〇ビル
名 称	グループホーム〇〇
連絡先電話番号	046 (822) 4000
証明書作成者氏名	管理員 〇〇 〇〇
<small>本証明書を作成した時点で、以下の内容について相違ないことを証明します。</small>	
入居者氏名 (生活保護受給者)	〇〇 〇〇
月 額 家 賃	44,000 円/月 (A)
家 賃 減 額 額 (標準システム標準額)	10,000 円/月 (B)
市 補 助 ・ 助 成	<input type="checkbox"/> 有 (〇 円/月) <input type="checkbox"/> 無
うち家賃控除額	0 円/月 (C)
本 人 負 担 額	34,000 円/月 (A) - (B) - (C)
<small>※今年度、市補助・助成や本人負担額が必要となった際は、必ずご連絡ください。</small>	
証明書提出日	提出日

3 助成金額

入居者 1 人あたり月額 **20,000 円**（上限額[※]）

※月額家賃から国の特定障害者特別給付費（補足給付、上限 10,000 円）を差し引いた実負担額と 20,000 円とを比較していずれか低い額

【例】

入居者	要件等	家賃	国の特定給付費	家賃助成金額
A さん	住民税非課税世帯	55,000 円	10,000 円	20,000 円
B さん	住民税非課税世帯	28,000 円	10,000 円	18,000 円
C さん	住民税課税世帯	65,000 円	0 円	20,000 円
D さん	生活保護受給世帯	44,000 円	10,000 円	0 円

体験入居等の場合について

体験入居や転居等により同一月内に複数のグループホームに入居された場合の家賃助成金についても、1月あたり 20,000 円が上限額となります。

この場合は、同一月内に入居されていた各グループホームの間で家賃助成金額を確認し合い、**合計した請求金額が 20,000 円を超過することのないようご注意ください。**

【例】最初に入居したグループホーム A の家賃が 15,000 円、次に入居したグループホーム B の家賃が 20,000 円の場合

体験入居先	月額家賃	家賃助成金	自己負担
グループホーム A	15,000 円	15,000 円	0 円
グループホーム B	20,000 円	5,000 円	15,000 円
合計	35,000 円	20,000 円	15,000 円

※グループホーム B では家賃助成金を 20,000 円で請求してしまうことのないようご注意ください

～入居者家賃助成金編～

4 提出書類

4-1 「かながわシステム」による請求の場合

年度当初には、4月末までに「障害者グループホーム入居者家賃助成金内訳書」を市に提出してください。その後、入居者の入退居や月額家賃の変更、生活保護の受給開始等に伴い、家賃助成金の請求に変更が生じた場合は、請求月の前月末（例えば9月分の家賃に変更が生じた場合は9月末）までに修正した「障害者グループホーム入居者家賃助成金内訳書」をご提出ください。（必要に応じて別途「入居者の家賃の額を証する書類」の提出を求める場合があります）

※グループホーム（住居）ごとに作成して提出してください。

令和7年度 障害者グループホーム入居者家賃助成金請求内訳書										提出年月日		令和7年(2025年)11月30日			
事業所番号	999999999		提出区分	<input type="checkbox"/> 当初 <input checked="" type="checkbox"/> 変更 (No.1が11月から生保受給廃止、No.2が10月末に退居、No.3が11月に入居、10月分から月額家賃を改定)		管理者(職名・氏名)		所長 ○○ ○○		電話番号		046-822-8244			
グループホーム(住居)	名称	グループホーム○○ 5号館		所在地		横須賀市○○町1-2-3 ○○マンション101		入居定員	4 人 (男性 0 人 / 女性 4 人)		FAX番号		046-822-2411		
運営法人	名称	社会福祉法人○○会		所在地		○○県○○市○○区○○町123番地		代表者(役職・氏名)	理事長 ○○ ○○						
担当者	所属・氏名	総務グループ ○○ ○○		メールアドレス		wf-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp									

以下のとおり、入居者の家賃助成金について、「かながわ自立支援給付費等支払システム」により請求し、毎月の入居者の家賃に充当します。(単位:円)

No.	ふりがな	受給者証番号	月額家賃	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合計
1	氏名	入居年月日	国特定給付													
	生年月日	退去年月日	家賃助成金													
	○○○○ ○○○○	1234567890	月額家賃	0	0	0	0	0	0	0	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	250,000
2	氏名	入居年月日	国特定給付													
	生年月日	退去年月日	家賃助成金													
	○○ ○○	平成30年04月01日	国特定給付	0	0	0	0	0	0	0	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
3	氏名	入居年月日	国特定給付													
	生年月日	退去年月日	家賃助成金													
	昭和48年08月28日		家賃助成金	0	0	0	0	0	0	0	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	100,000
4	氏名	入居年月日	国特定給付													
	生年月日	退去年月日	家賃助成金													
	△△△△ △△△△	9876543210	月額家賃	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	50,000	0	0	0	0	0	320,000
5	氏名	入居年月日	国特定給付													
	生年月日	退去年月日	家賃助成金													
	△△ △△	令和01年10月01日	国特定給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	氏名	入居年月日	国特定給付													
	生年月日	退去年月日	家賃助成金													
	□□□□ □□□□	9999999999	月額家賃	0	0	0	0	0	0	0	13,000	50,000	50,000	50,000	50,000	213,000
7	氏名	入居年月日	国特定給付													
	生年月日	退去年月日	家賃助成金													
	□□ □□	令和07年11月23日	国特定給付	0	0	0	0	0	0	0	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
8	氏名	入居年月日	国特定給付													
	生年月日	退去年月日	家賃助成金													
	昭和55年05月05日		家賃助成金	0	0	0	0	0	0	0	3,000	20,000	20,000	20,000	20,000	83,000
9	氏名	入居年月日	国特定給付													
	生年月日	退去年月日	家賃助成金													
			月額家賃													0
10	氏名	入居年月日	国特定給付													
	生年月日	退去年月日	家賃助成金													
			月額家賃													0
11	氏名	入居年月日	国特定給付													
	生年月日	退去年月日	家賃助成金													
			月額家賃													0
12	氏名	入居年月日	国特定給付													
	生年月日	退去年月日	家賃助成金													
			月額家賃													0
13	氏名	入居年月日	国特定給付													
	生年月日	退去年月日	家賃助成金													
			月額家賃													0
14	氏名	入居年月日	国特定給付													
	生年月日	退去年月日	家賃助成金													
			月額家賃													0
15	氏名	入居年月日	国特定給付													
	生年月日	退去年月日	家賃助成金													
			月額家賃													0
16	氏名	入居年月日	国特定給付													
	生年月日	退去年月日	家賃助成金													
			月額家賃													0
17	氏名	入居年月日	国特定給付													
	生年月日	退去年月日	家賃助成金													
			月額家賃													0
18	氏名	入居年月日	国特定給付													
	生年月日	退去年月日	家賃助成金													
			月額家賃													0

※「障害者グループホーム入居者家賃助成金内訳書」の様式は、市 HP「障害者グループホーム入居者家賃助成金（新制度）」(https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2625/sisetu/gh_yachin.html) からダウンロードできます。

提出方法

提出書類は、「e-kanagawa 電子申請システム」によりご提出ください。

【注意】「e-kanagawa 電子申請システム」は一定時間操作しないとタイムアウトします

「障害者グループホーム入居者家賃助成金請求内訳書」の提出

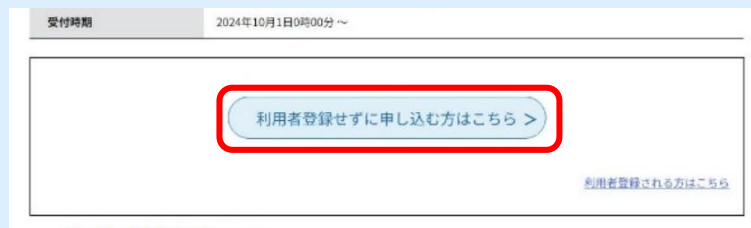
- ① 事前に提出書類の**入居者家賃助成金請求内訳書.xls**を作成し、データを保存しておきます。
- ② 以下のURLにアクセスして、「e-kanagawa電子申請システム」のログイン画面を開きます。

URL : https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142018-u/offer/offerList_detail?tempSeq=95230



- ③ **利用者登録せずに申し込む方はこちら>** をクリックします。

※利用者登録をしても操作等は変わりませんので、『利用者登録せずに申し込む方はこちら>』から操作してください。



- ④ 手続き申込画面が開きます。



～入居者家賃助成金編～

⑤ 同意するをクリックします。

(5) 整理番号 利用者の電子申請が本システムに到達した際に発行される番号をいいます。
 (6) パスワード 利用者ID又は整理番号を使用する際のセキュリティ確保を目的として、利用者が管理する暗証番号をいいます。

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけましたものとみなします。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

< 一覧へ戻る 同意する >

【システム操作に関するお問合せ先（コールセンター）】
 固定電話:0120-464-119（フリーダイヤル）
 携帯電話:0570-041-001（有料）

⑥ 申込画面が開きます。

⑦ 『事業所番号』（半角数字 10 桁）を入力します。

事業所番号 必須

事業所番号を入力してください

9999999999

⑧ 『事業所名（グループホーム名）』を入力します。

事業所名（グループホーム名） 必須

事業所名（グループホーム名）を入力してください。

グループホームよこすか

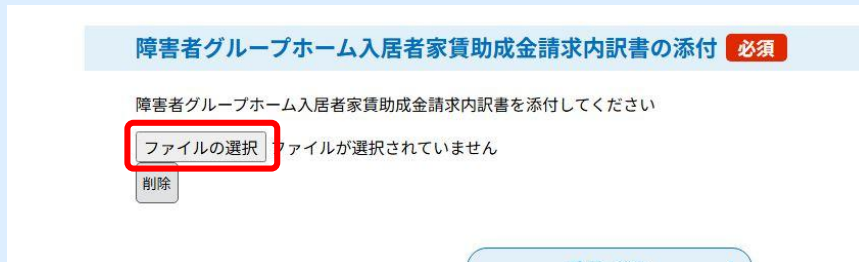
⑨ 『連絡先メールアドレス』を入力します。

連絡先メールアドレス 必須

事業所のメールアドレスを入力してください。

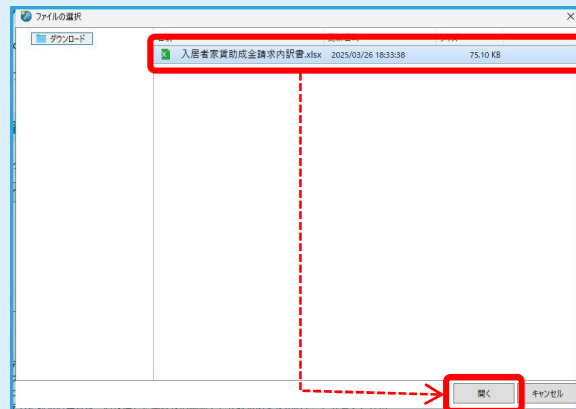
メールアドレス wf-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp

⑩ **ファイルの選択**をクリックします。

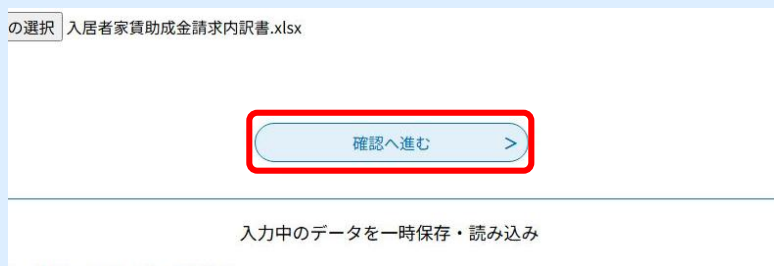


⑪ **ファイル選択のダイアログボックスが開いたら、保存していた入居者家賃助成金請求内訳書.xls** ファイルを選択します。

※表示されるダイアログボックスは、お使いのパソコンの OS 等により異なります。



⑫ **確認へ進む**をクリックします。



⑬ **申込確認画面が開きます。**



～入居者家賃助成金編～

- ⑭ **申込み**をクリックします。(修正する場合は**入力へ戻る**をクリックすると⑩の申込画面に戻ります)

ループホーム	グループホームよこすか
アドレス	wf-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp
プホーム入居者 求内訳書の添付	入居者家賃助成金請求内訳書.xlsx

< 入力へ戻る
申込み >

【システム操作に関するお問合せ先（コールセンター）】
 固定電話:0120-464-119（フリーダイヤル）
 携帯電話:0570-041-001（有料）

- ⑮ 申込完了画面が開きます。



- ⑯ 申込画面で入力したメールアドレスあてに【申込完了パスワード通知メール】が届きます。



- ⑰ 続けて申込画面で入力したメールアドレスあてに「入居者家賃助成金請求内訳書の受付について」メールが届きます。



以上で提出書類「障害者グループホーム入居者家賃助成金請求内訳書」の提出は完了となります。

後日、市から「障害者グループホーム入居者家賃助成金請求内訳書」の受理（不受理）についてメールが送信されます。



～入居者家賃助成金編～

「障害者グループホーム入居者家賃助成金請求内訳書」の修正

※市から「入居者家賃助成金請求内訳書の受理について」のメールが送信された後は、修正や取下げはできません。申し込み（提出）した「入居者家賃助成金請求内訳書.xls」に誤りなどがあった場合は、障害福祉課（TEL：046-822-8244）にご連絡ください。

- ① 事前に**入居者家賃助成金請求内訳書.xls**の修正したデータを保存しておきます。
- ② 以下のURLにアクセスして、「e-kanagawa電子申請システム」のログイン画面を開きます。

URL：https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142018-u/offer/offerList_detail?tempSeq=95230



- ③ **申込内容照会**をクリックします。



- ④ 申込内容照会画面が開きます。



- ⑤ 最初に申し込みを行った際にメールで通知された**整理番号**（半角数字 12桁）を入力します。

The screenshot shows a web page titled "申込照会" (Application Inquiry). Below the title, there is a heading "整理番号を入力してください" (Please enter the application number). A text input field contains the number "182373788381", which is highlighted with a red box. Below the input field, there is a message: "申込完了画面、通知メールに記載された整理番号をご入力ください。" (Please enter the application number listed on the application completion screen and the notification email.)

- ⑥ 最初の申し込みを行った際にメールで通知された**パスワード**（半角英数字 10桁）を入力します。

The screenshot shows a web page titled "パスワードを入力してください" (Please enter the password). A text input field contains ten dots ".....", which is highlighted with a red box. Below the input field, there is a message: "申込完了画面、通知メールに記載されたパスワードをご入力ください。" (Please enter the password listed on the application completion screen and the notification email.)

- ⑦ **照会する**をクリックします。

The screenshot shows a message: "ログイン後に申込を行われた方は、ログインしていただくと、整理番号やパスワードを使用せずに照会できます。" (If you have applied after logging in, you can inquire without using the application number or password by logging in.) Below the message is a button labeled "照会する" (Inquire) with a right-pointing arrow, which is highlighted with a red box.

- ⑧ 申込詳細画面が開きます。

The screenshot shows the "申込内容照会" (Application Content Inquiry) page. The page header includes "E-KANAGAWA 横浜市区 電子申請システム" and "ログイン" (Login) button. Below the header, there are navigation links for "申請内容選択" and "申請書ダウンロード". The main content area is titled "申込詳細" (Application Details) and contains a table with the following information:

申請内容を確認してください。	
※添付ファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。	
申請番号	障害者グループホーム入居者家賃助成金請求内訳書 (PDF)
整理番号	182373788381
処理状況	処理完了
処理時刻	2025年3月26日18時44分 申込

Below the table, there is a "伝達事項" (Notification) section with columns for "日時" (Date/Time) and "内容" (Content). The content field contains the message: "伝達事項はありません。" (There are no notification items.) At the bottom, there is an "申込内容" (Application Content) section with a "申請内容印刷" (Print Application Content) button and a "事業所番号" (Business Number) field containing "999999999".

～入居者家賃助成金編～

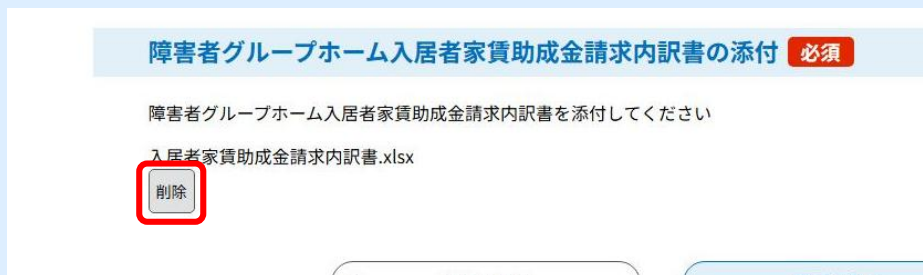
- ⑨ 過誤申立書のデータを修正する場合は、**修正する**をクリックします。過誤申立書を取り下げる場合は、**取下げる**をクリックします。



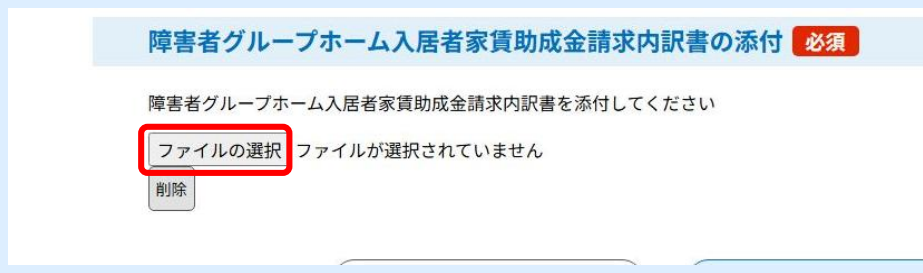
- ⑩ **【修正する】**をクリックした場合】申込変更画面が開きます。



- ⑪ 入居者家賃助成金請求内訳書を修正する（差し替える）場合は、**削除**をクリックします。

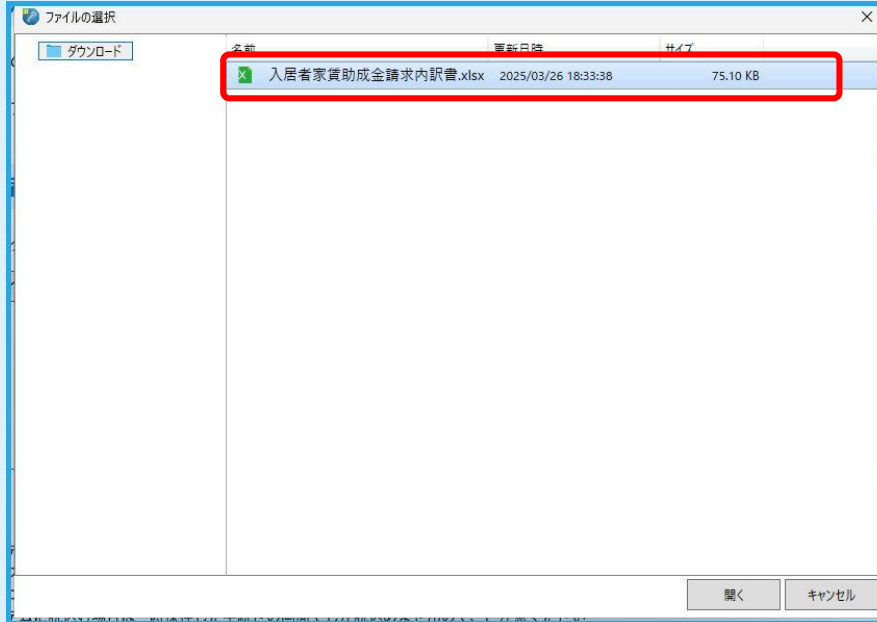


- ⑫ 最初に添付していた入居者家賃助成金請求内訳書のデータが削除されます。**ファイルの選択**をクリックします。



- ⑬ ファイル選択のダイアログボックスが開いたら、保存していた**入居者家賃助成金請求内訳書.xls** ファイルを選択します。

※表示されるダイアログボックスは、お使いのパソコンの OS 等により異なります。



- ⑭ **確認へ進む**をクリックします。



- ⑮ 申込変更確認画面が開きます。



～入居者家賃助成金編～

⑩ 修正するをクリックします。

メールアドレス	wf-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp
グループホーム入居者家賃請求内訳書の添付	入居者家賃助成金請求内訳書.xlsx

⑪ 申込変更完了画面が開きます。



⑫ 入力していたメールアドレスあてに【変更完了通知メール】が届きます。



以上で入居者家賃助成金請求内訳書の修正は完了となります。

4-2 「かながわシステム」による請求ができない場合（個別請求）

利用者が入院中などによって共同生活援助サービス費（本体請求）の請求がない月は、「かながわシステム」では請求ができないため、個別に請求を行う必要があります。また、県外のグループホームなどで「かながわシステム」を利用することが困難な場合など、「かながわシステム」で請求ができない場合は、「障害者グループホーム入居者家賃助成金（個別）請求内訳書」と「請求書」に添付書類の「入居者に交付した家賃等の領収書（写）」を添えて提出してください。

※グループホーム（住居）ごとに作成して提出してください。

令和7年度 障害者グループホーム入居者家賃助成金（個別）請求内訳書			
指定事業所番号	0123456789	提出年月日	令和8年(2026年)1月15日
グループホーム (住居)	名称	グループホームよこすか	
	所在地	横浜賀市〇〇町1-2-3 〇〇マンション101	
	管理者	管理音 福祉 花子	
運営法人	入居定員	8 人 / 男性 8 人 / 女性 0 人	
	名称	社会福祉法人 よこすか福祉会	
担当音	所在地	横浜賀市〇〇町123番地	
	所属・氏名	経理担当 福祉 太郎	
	電話番号	046-822-4000	FAX番号 046-822-9000
	メールアドレス	wf-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp	

以下のとおり、入居者の家賃助成金について「かながわ自立支援給付費等支払システム」による請求ができないため、請求書により個別に請求します。

※家賃助成金は入居者が負担すべき家賃に充当します。

1 入居者		
氏名	ふりがな	受給者証番号
	ヒロウキョウ イチロウ	0123456789
入居 一都	昭和45年01月23日	令和 年 月 日

2 月別請求金額							
内訳	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	
月額家賃	0円	45,000円	45,000円	45,000円	45,000円	45,000円	
国特定給付	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	
家賃助成金	0円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	
内訳	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	
月額家賃	50,000円	50,000円	50,000円				
国特定給付	10,000円	10,000円	10,000円				
家賃助成金	20,000円	20,000円	20,000円				
請求	10月分から月額家賃を定額			合計	月額家賃	375,000円	
					国特定給付	80,000円	
					家賃助成金	160,000円	

3 個別請求（「かながわシステム」で請求できない）理由

特例の措置が実施し、令和7年4月20日から長期入院（退院日の見込みなし）となりましたが、退院までの間、現在の居座の確保を希望しており、家賃負担が生じますが、5月分以降はサービス報酬の請求がなく、システムによる家賃助成金の請求ができないため、個別請求します。なお、1月分からは生活保護の支給開始となったため、家賃助成金の対象外となりました。

【提出に関する留意事項】

※月額家賃は、光熱水費や食料費、日用品費や雑費などを含まない家賃の金額を記載すること。

※システム請求している月や生活保護の支給を受けている月がある場合は月額家賃は0円とすること。

※家賃助成金は実績払いのため、本書は確定後（年度をまたがる場合は年度末）に提出すること。

【提出先】横浜賀市民生局福祉こども部障害福祉課 〒238-8550 横浜賀市小川町11番地
電話：046-822-8244/FAX：046-825-8540/E-mail：wf-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp

第5号様式（第11条第2項）

令和8年2月7日

請求書

(あて先) 横浜賀市長

〒238-8550

所在地 横浜賀市〇〇町123番地

名称 社会福祉法人 よこすか福祉会

代表者 理事長 支援 良男

役職氏名

事業所所在地 グループホームよこすか

事業所名 横浜賀市〇〇町1-2-3 〇〇マンション101

ただし、令和7年度 障害者グループホーム入居者家賃助成金として請求します。

請求金額 160,000 円也

■振込先口座

金融機関名	〇〇銀行	金融機関CD	0123
支店名	〇〇支店	支店コード	456
預金種別	普通預金	口座番号	0123456
口座名義人(フリガナ)	〒) 社) 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇		

■本件責任者

役員・氏名：管理音 福祉 花子
電話番号：046-822-4000 FAX番号：046-822-9000
電子メール：wf-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp

■担当音

役員・氏名：経理担当 支援 正男
電話番号：046-822-4000 FAX番号：046-822-9000
電子メール：wf-gwc@city.yokosuka.kanagawa.jp

【提出先】横浜賀市民生局福祉こども部障害福祉課 〒238-8550 横浜賀市小川町11番地
電話：046-822-8244/FAX：046-825-8540/E-mail：wf-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp

※「障害者グループホーム入居者家賃助成金内訳書」の様式は、市 HP「障害者グループホーム入居者家賃助成金（新制度）」(https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2625/sisetu/gh_yachin.html) からダウンロードできます。

提出方法

○ 個別請求を行う場合は、提出書類を障害福祉課あてにメールでご提出ください。

【提出先】横浜賀市民生局福祉こども部障害福祉課 施設係

E-mail : wf-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp

～入居者家賃助成金編～

市が受信できるメールの最大容量は **10MB** となります。最大容量を超える場合は、添付ファイルを何回かに分けてメール送信するか、オンラインストレージ（最大 1,000MB）による提出をご希望の場合は URL とパスワード等をお伝えいたしますのでご連絡ください。



- メールによるご提出が困難な場合など印刷物をご提出いただく場合は、郵送または持参の方法により、ご提出ください。



提出日（請求）について

入居者家賃助成金は、後払い（実績払い）となります。
毎月分を毎月請求（提出）するか、もしくは、個別請求の必要がなくなった日までの月分をまとめて請求（提出）するかについては、グループホームのご都合によって、どちらでも構いません。
ただし、年度ごとの請求となりますので、入院等の期間が年度をまたぐ場合には、当年度分として3月末までに提出してください。

【事例】入院により1月分から5月分までの家賃助成金を個別請求する場合

（例①）まとめて請求する場合

- ① 1月分～3月分までの家賃助成金を3月31日までに提出（1回目）
- ② 4月分～5月分までの家賃助成金を6月以降に提出（2回目）

（例②）毎月請求する場合

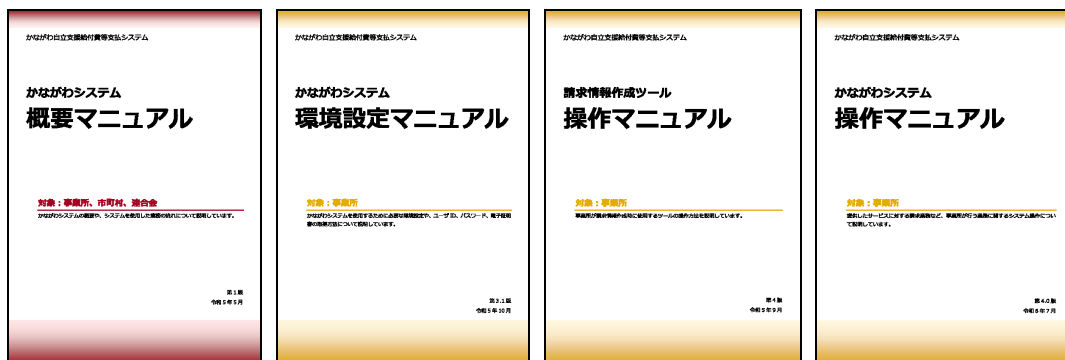
- ① 1月分の家賃助成金を2月以降に提出（1回目）
- ② 2月分の家賃助成金を2月28日までに提出（2回目）
- ③ 3月分の家賃助成金を3月31日までに提出（3回目）
- ④ 4月分の家賃助成金を4月30日までに提出（4回目）
- ⑤ 5月分の家賃助成金を5月31日までに提出（5回目）

5 「かながわシステム」による助成金の請求

毎月、全国システム（標準システム）で共同生活援助サービス費（本体請求）の請求を行うと同時に、「かながわシステム」で、入居者家賃助成金の請求（4月分の請求は5月1日～10日までに請求明細書情報のアップロード）を行います。



「かながわシステム」の操作方法については、『かながわシステム概要マニュアル』や『かながわシステム環境設定マニュアル』のほか、『請求情報作成ツール操作マニュアル』、『かながわシステム操作マニュアル』などの各種マニュアルの手順に従って操作してください。（各種マニュアルは「かながわシステム」にログインしてダウンロードします。）



「かながわシステム」の操作方法等について、不明な点等がある場合は、連合会へ

～入居者家賃助成金編～

お問い合わせください。

神奈川県国民健康保険団体連合会 障害者支援係

電話番号：045-329-3416

受付時間：8時30分～17時15分（土日祝休日、年末年始を除く）

県外の事業所の場合

神奈川県外に所在するグループホームで、「かながわシステム」に事業者登録を行っていない場合には、事前に連合会に事業者登録を行う必要があります。

「かながわシステム」に事前登録を行う場合は、連合会（国保連）に様式「かながわ自立支援給付費等支払システム 県外事業者・施設登録シート」を提出してください。

※様式は、連合会（国保連）に連絡して提供を受けてください。

【連絡先】神奈川県国民健康保険団体連合会 障害者支援係

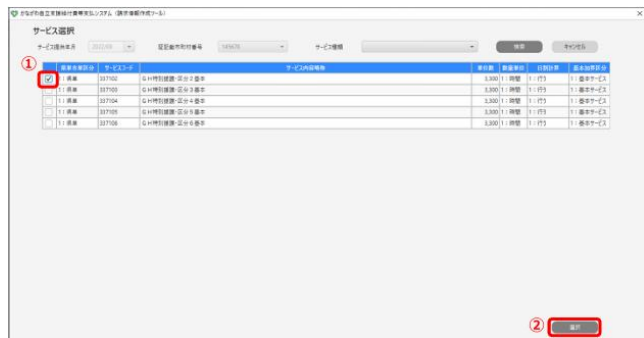
電話：045-329-3416

対応時間：8：30～17：15（土日、祝休日、年末年始を除く）

※4-2 「かながわシステム」よる請求ができない場合（個別請求）(P.16)に従って、個別請求を行うこともできます。

入居者ごとの家賃助成金の入力

入居者家賃助成金額が **20,000 円**（月額家賃から特定給付費を差し引いた額が20,000 円以上）の**入居者**は、「かながわシステム（請求情報作成ツール）」の「サービス選択」画面で、『**入居者家賃助成金**』（サービスコード**338001**）を選択します。入居者家賃助成金額が **20,000 円未満**（月額家賃から特定給付費を差し引いた額が20,000 円未満）の**入居者**は、『**入居者家賃助成金（上限未満）**』（サービスコード**338002**）を選択し、サービス単位数が「999998」と表示されるので、当該入居者の家賃助成金額に入力し直してください。



6 過誤による助成金の再請求

6-1 過誤申立ての手続き

入居者家賃助成金の請求を行い、請求月の11日（国の標準システムの請求締切日の翌日）以後に請求誤りが判明した場合は、「かながわシステム」による入居者家賃助成金の請求の修正ができません。

誤って請求した月分の入居者の共同生活援助サービス費（本体請求）を「過誤申立書」を提出し、改めて再請求を行うことで、過誤処理（自動的に相殺）されます。

過誤申立ての手続きは、横須賀市の「e-kanagawa システム」により「過誤申立書」を市に提出します。

過誤申立書を提出した翌請求月に、全国システム（標準システム）で共同生活援助サービス費（本体請求）の再請求と、「かながわシステム」で家賃助成金の再請求を行います。

「請求取消」した場合の再請求

全国システム（標準システム）の請求を取消すと、「かながわシステム」の請求も自動的に取消されます。

「かながわシステム」の再請求を行う場合は、システムの関係上、請求エラーの原因となるため、**再請求月の翌日以降に行ってください。**

助成金の請求が「否決」された場合の再請求

入居者家賃助成金の請求が明らかに誤っていることが市の審査で判明した場合には、市が助成金の請求を「否決」処理します。

この場合、共同生活援助サービス費（本体請求）の請求については有効のため、全国システム（標準システム）により、いったん事業所に共同生活援助サービス費（本体請求）は支払われますが、「否決」された助成金を再請求するためには、共同生活援助サービス費（本体請求）の過誤申立書を提出したのち、翌請求月以降に再度、全国システム（標準システム）で共同生活援助サービス費（本体請求）の再請求と、「かながわシステム」で助成金の再請求を行う必要があります。

※助成金（市単）のみの請求はできないため、いったん本体請求を過誤申立てした

～入居者家賃助成金編～

うえで、本体請求と助成金を合わせて再請求する必要があります。

	全国（標準）システム		かながわシステム
請求 (事業所)	共同生活援助サービス費	+	家賃助成金【誤】
審査 (市)			否決
支払 (連合会)	共同生活援助サービス費		
過誤申立 (事業所)	過誤申立		
再請求 (事業所)	共同生活援助サービス費	+	家賃助成金【正】

過誤請求手続き（相殺）の事例

①R7.6.11 に入居者 A の 4 月分～6 月分の助成金の請求誤り（差引 5,000 円×3 か月 = **15,000 円が過大請求**）が判明

▼誤った請求と正しい請求（事例）

請求年月	報酬請求合計額	うち入居者 A の家賃助成金請求額		
		誤（当初）	正	差引額
R7.4	2,000,000 円	20,000 円	15,000 円	+5,000 円
R7.5	2,500,000 円	20,000 円	15,000 円	+5,000 円
R7.6	3,000,000 円	20,000 円	15,000 円	+5,000 円
合計	7,500,000 円	60,000 円	45,000 円	+15,000 円

③R7.6.12 に入居者 A の 4 月分～6 月分の過誤申立書を市に提出（20,000 円×3 か月 = 60,000 円が過誤金額）

④R7.7.1（7 月請求）で入居者 A の 4 月分～6 月分の助成金を再請求

請求年月	報酬請求合計額	うち入居者 A の家賃助成金請求額		差引当月 報酬額
		過誤金額	再請求	
R7.7	3,500,000 円	▲60,000 円	45,000 円	3,485,000 円

↑当初の誤っていた 60,000 円の請求が差し引かれ、正しい再請求の 45,000 円が加算されて 15,000 円の過大請求が自動的に相殺されます。

6-2 過誤申立書の提出（「e-kanagawa 電子申請システム」の操作手順）

【注意】「e-kanagawa 電子申請システム」は一定時間操作しないとタイムアウトします

「過誤申立書」の提出

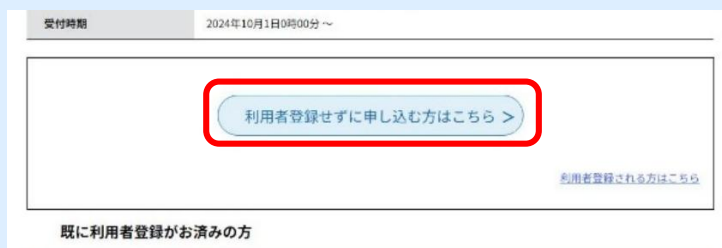
- ① 以下のURLにアクセスして、「e-kanagawa電子申請システム」のログイン画面を開きます。

URL : https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142018-u/offer/offerList_detail?tempSeq=82770



- ② [利用者登録せずに申し込む方はこちら>](#) をクリックします。

※利用者登録をしても操作等は変わりませんので、『利用者登録せずに申し込む方はこちら>』から操作してください。



- ③ 手続き申込画面が開きます。



～入居者家賃助成金編～

④ 過誤申立書.xls をクリックします。

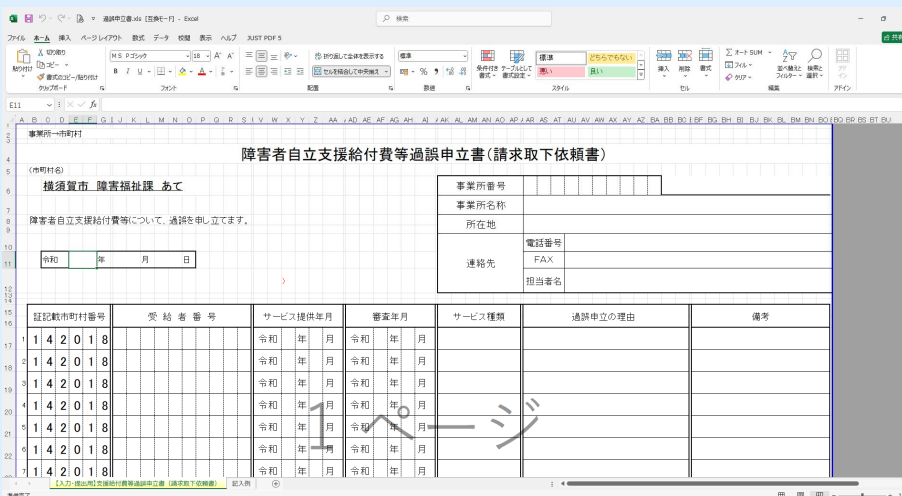
ファイルをデスクトップなどに保存し、ファイルを開きます。

FAX番号	046-825-6040
メールアドレス	hp-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp
過誤申立書	過誤申立書.xls
<利用規約>	
横須賀市e-kanagawa電子申請利用規約	

⑤ 過誤申立書（請求取下依頼書）の記入例が開きます。

⑥ 【入力・提出用】シートをクリックします。

⑦ 記入例を参考に事業所番号や事業所名などの必要項目を入力します。



⑧ 「サービス種別」欄は『共同生活援助』と入力し、「過誤申立の理由」欄は『家賃助成金の請求誤り』と入力し、データを保存します。

		事業所名称	グループホームよこすか		
		所在地	横須賀市〇〇町1-2-3		
		連絡先	電話番号	046-822-8244	
			FAX	046-822-2411	
			担当者名	福祉 花子	
年月	審査年月	サービス種別	過誤申立の理由		備考
4月	令和7年5月	共同生活援助	家賃助成金の請求誤り		
月	令和 年 月				
月	令和 年 月				
月	令和 年 月				
月	令和 年 月				

⑨ システム画面に戻り、同意するをクリックします。



～入居者家賃助成金編～

⑩ 申込画面が開きます。



⑪ 『事業所番号』（半角数字 10 桁）を入力します。

事業所番号 必須

事業所番号を入力してください

9999999999

⑫ 『事業所名』を入力します。

事業所名 必須

過誤申立を行う事業所名を入力してください。

グループホームよこすか

⑬ 県内のグループホームは『神奈川県内』をクリックします。県外のグループホームは『神奈川県外』をクリックし、都道府県名を下の入力欄に入力します。

事業所所在都道府県 必須

事業所所在地が神奈川県内か県外かを選択してください
県外の場合は、都道府県の入力もお願いします

神奈川県内
 神奈川県外

選択解除

- ⑭ 『連絡先メールアドレス』を入力します。

連絡先メールアドレス 必須

事業所のメールアドレスを入力してください。

メールアドレス

- ⑮ 『ファイルの選択』をクリックします。

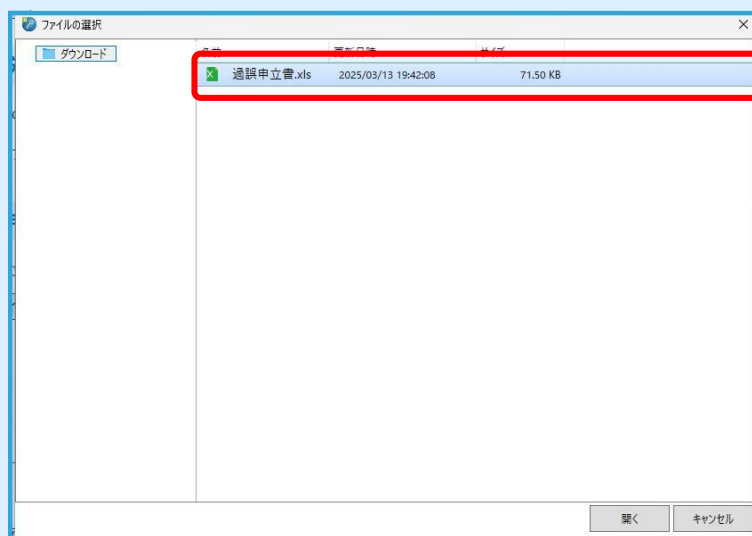
過誤申立書の添付 必須

過誤申立書を添付してください

ファイルが選択されていません

- ⑯ ファイル選択のダイアログボックスが開いたら、保存していた**過誤申立書.xls**ファイルを選択します。

※表示されるダイアログボックスは、お使いのパソコンのブラウザ等により異なります。



- ⑰ **確認へ進む**をクリックします。

過誤申立書の添付 必須

過誤申立書を添付してください

過誤申立書.xls

>

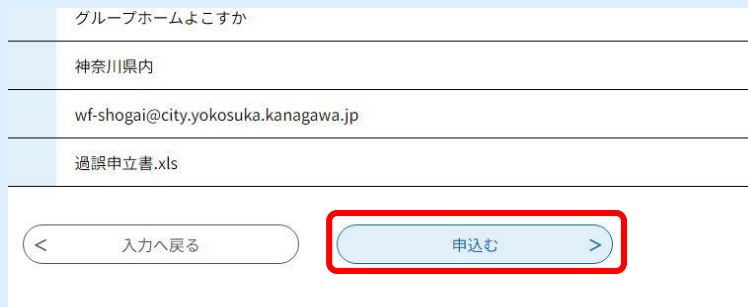
入力中のデータを一時保存・読み込み

～入居者家賃助成金編～

⑱ 申込確認画面が開きます。



⑲ **申込み**をクリックします。(修正する場合は**入力へ戻る**をクリックすると⑩の申込画面に戻ります)



⑳ 申込完了画面が開きます。



㉑ 申込画面で入力したメールアドレスあてに【申込完了パスワード通知メール】が届きます。



② 続けて申込画面で入力したメールアドレスあてに「過誤申立書受付完了」メールが届きます。



以上で過誤申立書の提出は完了となります。

後日、市から過誤申立書の受理（不受理）について、再度、メールを送信します。

～入居者家賃助成金編～

「過誤申立書」の修正

※市から過誤申立書の受理についてメールが送信された後は、修正や取下げはできません。申し込み（提出）した「過誤申立書.xls」に誤りなどがあった場合は、障害福祉課（TEL：046-822-8244）にご連絡ください。

① 以下のURLにアクセスして、ログイン画面を開きます。

URL：https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142018-u/offer/offerList_detail?tempSeq=82770



② 申込内容照会をクリックします。



③ 申込内容照会画面が開きます。



- ④ 最初に申し込みを行った際にメールで通知された**整理番号**（半角数字 12 桁）を入力します。

- ⑤ 最初の申し込みを行った際にメールで通知された**パスワード**（半角英数字 10 桁）を入力します。

- ⑥ **照会する**をクリックします。

- ⑦ 申込詳細画面が開きます。

～入居者家賃助成金編～

- ⑧ 過誤申立書のデータを修正する場合は、**修正する**をクリックします。過誤申立書を取り下げる場合は、**取下げる**をクリックします。



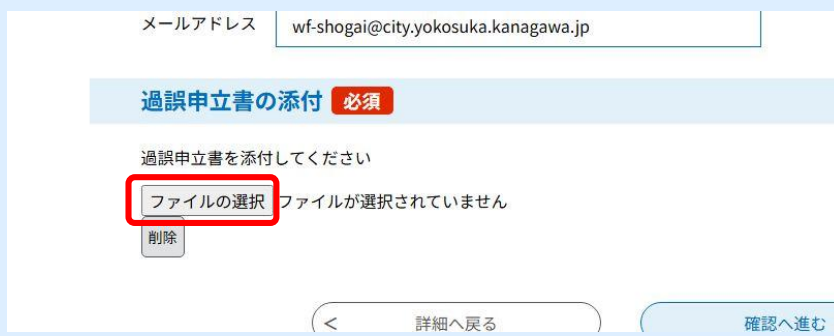
- ⑨ 【**修正する**をクリックした場合】申込変更画面が開きます。



- ⑩ 過誤申立書を修正する（差し替える）場合は、**削除**をクリックします。

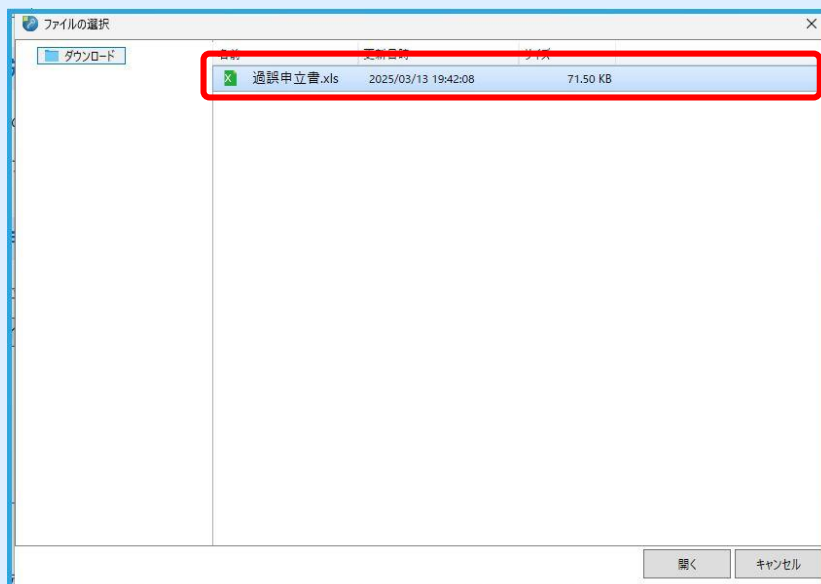


- ⑪ 最初に添付していた過誤申立書のデータが削除されます。**ファイルの選択**をクリックします。



- ⑫ ファイル選択のダイアログボックスが開いたら、保存していた**過誤申立書.xls** ファイルを選択します。

※表示されるダイアログボックスは、お使いのパソコンのブラウザ等により異なります。



- ⑬ **確認へ進む**をクリックします。



- ⑭ 申込変更確認画面が開きます。



～入居者家賃助成金編～

⑮ 修正するをクリックします。



⑯ 申込変更完了画面が開きます。



⑰ 入力していたメールアドレスあてに【変更完了通知】メールが届きます。



以上で過誤申立書の修正は完了となります。

後日、市から過誤申立書（修正）の受理（不受理）について、再度、メールを送信します。

7 助成金の支給

7-1 かながわシステムによる請求の場合

請求に基づき、連合会を通じてグループホームの指定の口座に振り込まれます。
振込日は、原則、請求月の翌月 15 日となります。

7-2 個別請求の場合

請求に基づき、市から直接、グループホームの指定の口座に振り込みます。
適正な請求書を受理してから支払いまでは 1 か月程度要します。
振込予定日は、市から事前に通知する「支給決定通知書」に記載します。

7-3 入居者への領収証の交付

支給された家賃助成金は必ず入居者の家賃に充ててください。
また、入居者には、家賃額やそこから差し引く市の家賃助成、国の特定給付費等の
内訳、明細を記載した領収書を交付するようお願いします。
※市が入居者家賃助成金の審査を行うにあたり、入居者に交付した領収書（写し）の提出を
求める場合があります。

留意事項

支給を受けた入居者家賃助成金が入居者の家賃に充当していないことが判明した
場合など、助成金の目的に反することが認められた場合は、すでに支払い済みの助
成金について返還を求めることとなります。